

(証券コード5008)  
平成28年3月10日

株 主 各 位

神奈川県川崎市川崎区水江町3番1号

**東亜石油株式会社**

代表取締役会長 山 本 裕

## 第143回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第143回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示され、平成28年3月25日（金曜日）午後5時までには到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成28年3月28日（月曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県川崎市川崎区日進町1番地  
川崎日航ホテル 11階「橋」  
(末尾記載の略図をご参照ください。)

### 3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第143期（自平成27年1月1日至平成27年12月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第143期（自平成27年1月1日至平成27年12月31日）計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案** 剰余金の配当の件
- 第2号議案** 定款一部変更の件
- 第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第6号議案** 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第7号議案** 役員賞与の支給の件

以 上

- 
1. 添付書類および株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（<http://www.toaoil.co.jp>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
  2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

# 事業報告

(自 平成27年1月1日)  
(至 平成27年12月31日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国の経済は、円安の定着などを背景に回復基調を維持したものの、世界経済を巡る先行き不透明感から中長期的な成長軌道に乗りきれないもどかしい展開となりました。

石油業界においては、減少する石油製品需要に対応しつつ、成長に向けた事業を展開するべく相次いで石油元売り会社が経営統合を発表するなど、構造改革への取り組みが急速に進んでおります。当期間の石油製品市況については、エネルギー供給構造高度化法の施行により国内需給バランスが改善されたことなどから堅調に推移しました。

原油価格については、ドバイ原油で年初1バレル53ドルから始まり、年中旬までは米国シェールオイルの生産減速観測などの要因から上下はあるものの緩やかな上昇基調となっておりました。しかしながらその後は、OPECの生産据え置きや海外経済の減速懸念などを背景に価格が下落し、年末には32ドルまで下落しました。

外国為替相場については、年初1ドル119円から始まり、その後は概ね安定的な推移となりました。

このような状況にあって、石油事業・電気事業を主に活動している当社グループは、石油事業においては、昭和シェル石油株式会社との「原油精製委託契約」のもとで受託精製を行い、また、電気事業においては、東京電力株式会社との「電力供給契約」のもとで電力卸供給事業を行ってまいりました。

石油事業につきましては、平成27年5月15日に京浜川崎シーバース海底配管に損傷を受け、原油の受け入れに支障をきたしましたが、代替手段により原油を搬入すると共に原料油の受入を増加することにより、当社京浜製油所は操業を継続いたしました。

当連結会計年度は当社の強みである原油・原料油処理の重質化への対応や製油所間の協働の推進など、競争力を高める対策を引き続き実施いたしました。重質化への対応としては、当社が力を入れている南米エクアドル産重質原油(NAPO)に加えて、新たに南米コロンビア産重質原油(Castilla)の処理を開始いたしました。また、製油所間の協働として、東燃ゼネラル石油株式会社川崎

工場から受け入れる原料油の範囲を拡大し、新規に未洗軽油の受け入れを追加いたしました。

以上の結果、原油・原料油処理量4,999千kl（前期比11.8%増）、売上高31,386百万円（前期比0.2%増）、営業利益3,823百万円（前期は32百万円の営業損失）となりました。

電気事業につきましては、株式会社ジェネックス水江発電所は製油所と同様に安定的に装置の稼働を継続いたしました。

以上の結果、売上高13,771百万円（前期比9.0%減）、営業利益1,102百万円（前期比2.4%減）となりました。

当連結会計年度の業績は、売上高33,340百万円（前期比2.0%増）、営業利益4,925百万円（前期比348.8%増）、経常利益4,701百万円（前期比562.3%増）、当期純利益2,261百万円（前期比734.8%増）となりました。

## (2) 設備投資等の状況

- ① 当連結会計年度中に完成した主要設備  
該当事項はありません。
- ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充  
該当事項はありません。
- ③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失  
該当事項はありません。

## (3) 資金調達の状況

当社グループにおける当連結会計年度中の増資、新規の長期借入等はありません。

## (4) 対処すべき課題

今後の我が国経済は、政府による成長戦略により企業活動が活性化されることが期待される一方、海外経済の軟化による影響などから予断を許さない状況にあります。石油業界においては、中長期的な視点から企業統合などを含めた産業構造の転換が進められております。また、原油価格の変動による製品市況への影響に対応する体制を整えることも足元の重要な経営課題となります。

このような事業環境の下、当社グループは保有する高度な重質油分解装置とそれを補完する発電設備の最大活用を追求し、引き続き首都圏への石油製品供給拠点としての使命を果たすべく、以下四項目を重点的に取り組んでまいります。

① 安全・安定操業の継続とHSSE（健康・安全・危機管理・環境）の確保

都市部に立地する優位性を享受する一方で、地域社会から理解され共存できる製油所と認知されることが極めて重要であり、HSSEの確保は経営の基盤としてすべてに優先することと認識しています。

平成28年秋に実施される京浜製油所の定期修理工事ならびに株式会社ジェネックス水江発電所の定期点検工事は、製造・発電設備をすべて停止する大規模なものになります。また、京浜川崎シーバース海底配管に受けた損傷の復旧工事も引き続き実施されております。これら工事の実施にあたっては、運転再開時の環境保全、工事施工時の安全の確保を确实なものとするため、万全を期した体制を取ってまいります。

② 設備信頼性の向上

製油所の付加価値を最大化する上では、複雑に組み合わせられた装置全体として最適となるきめ細やかな運転ならびに装置構成に整合した原油・原料油の処理が求められます。それらを支える設備の確固たる信頼性を担保するべく、中長期的な視野から保全計画を立案・実行してまいります。

③ 人の育成と組織の活性化

当社は「求める人材像（自立・協働・挑戦）」を定義し、社員一人ひとりが心がけるべき行動の指針として明示しております。すべての社員が高い当事者意識を持って会社発展に貢献することを価値とする文化の醸成を図るとともに、個々の能力向上を支援してまいります。

④ 内部統制の強化

ステークホルダーの皆様から信頼され共感していただけるよう、コンプライアンスを徹底し、倫理的に高いレベルの行動を実践してまいります。また、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点から、業務執行者に対する監督機能の強化などコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

なにとぞ、株主の皆様におかれましては、企業価値を高めるための当社グループの姿勢に対して一層のご支援とご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

## (5) 財産および損益の状況の推移

区 分	平成24年度 第140期	平成25年度 第141期	平成26年度 第142期	平成27年度 第143期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	33,228	30,464	32,686	33,340
経常利益 (百万円)	867	558	709	4,701
当期純利益 (百万円)	190	587	270	2,261
1株当たり当期純利益 (円)	1.53	4.72	2.18	18.18
総資産 (百万円)	114,759	109,218	109,265	103,213
純資産 (百万円)	24,154	24,528	24,391	25,830

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中平均の発行済株式の総数(自己株式数を控除)で除して算出しております。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社の状況

当社の親会社は昭和シェル石油株式会社であり、同社は当社の株式を62,344千株(出資比率50.1%)保有いたしております。

石油事業について、当社は昭和シェル石油株式会社と「原油精製委託契約」を締結しており、同契約のもとに昭和シェル石油グループの東日本への石油製品の供給を担う基幹製油所として機能しております。

電気事業について、当社が株式会社ジェネックスに販売している発電用燃料を昭和シェル石油株式会社から仕入れております。

短期運転資金については、平成17年11月以降、同社のグループファイナンスにより資金調達を行っております。

当社がこれらの取引をするに当たり、市場価格等から算定した価格をもとに協議の上決定しております。また、当社と当社親会社が重要な契約を締結する際は、少数株主保護の観点から、取締役会で審議することとしており、すでに締結している契約についても、定期的または必要に応じて見直しをすることとしています。取締役会での審議過程において、監査役は当社と支配株主との間の公平性が確保されるよう監視しています。

## ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
東亜テックス株式会社	40百万円	100%	当社の構内作業等の受託
株式会社ジェネックス	2,800	60	電力卸供給ならびに電気および蒸気の供給

## ③ 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

## ④ その他

技術援助等の提携を行っている主な相手先は、米国：ExxonMobil Research and Engineering Company、日本：日揮ユニバーサル株式会社ならびに昭和シェル石油株式会社であります。

## (7) 主要な事業内容

事業	主要製品（事業内容）
石油事業	昭和シェル石油株式会社との「原油精製委託契約」のもとで原油の受託精製を行っております。
電気事業	東京電力株式会社との「電力供給契約」のもとで電力卸供給事業（IPP）を行っております。

（注）当社グループの事業内容から判断し、主要製品ではなく事業内容を記載しております。

## (8) 主要な営業所および工場

名称	所在地
当社本社	神奈川県川崎市川崎区水江町3番1号
当社京浜製油所	神奈川県川崎市川崎区水江町3番1号
株式会社ジェネックス 水江発電所	神奈川県川崎市川崎区水江町3番1号

### (9) 従業員の状況（平成27年12月31日現在）

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
石油事業	467名	10名減
電気事業	31	—
合計	498	10名減

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であり社外への出向者は含まず、受入出向者を含んでおります。
2. 従業員数は、臨時雇員（パートタイマー）年間平均雇用人数（8時間換算）2名を含んでおりません。

### (10) 主要な借入先（平成27年12月31日現在）

借入先	借入額
昭和シェル石油株式会社	15,500 百万円
電源開発株式会社	1,680



## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 300,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 124,408,930株（自己株式26,070株を除く。）
- (3) 株主数 8,827名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
昭和シェル石油株式会社	62,344千株	50.1%
東京海上日動火災保険株式会社	2,184	1.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	1,429	1.1
三井住友海上火災保険株式会社	1,393	1.1
時津昭彦	1,346	1.1
前田陽太	1,153	0.9
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	943	0.8
東亜石油従業員持株会	854	0.7
C G M L - L O N D O N E Q U I T Y	800	0.6
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	756	0.6

- (注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。  
2. 持株比率は自己株式（26,070株）を控除して計算しております。

## (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の氏名等（平成27年12月31日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
山本 裕	取締役会長（代表取締役）	
玉井 裕人	取締役社長（代表取締役）	
淡島 敬一	常務取締役（京浜製油所長）	株式会社ジェネックス 代表取締役社長
白木 郁	取締役（人事総務・経理財務・経営企画・情報システム・環境安全担当兼人事総務部総括部長兼経理財務部総括部長兼経営企画室総括室長兼情報システム室総括室長兼環境安全室総括室長）	
本村 賢一	取締役	昭和シェル石油株式会社 プロキュアメントチームリーダー
山崎 恒	常勤監査役	
中村 新	監査役	弁護士
市川 善之	監査役	昭和シェル石油株式会社 環境安全（HSSE）部長

- (注) 1. 行動原則は会長が担当しております。また、監査倫理室は、社長の直轄となっております。
2. 取締役 本村賢一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 監査役 中村 新氏および市川善之氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
4. 監査役 中村 新氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

## (2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報酬等の額
取締役 (内、社外取締役)	6名 (1)	98,738千円 (2,376)
監査役 (内、社外監査役)	4 (3)	26,544 (5,664)
合 計	10	125,282

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額10,200千円は含まれておりません。
2. 上記報酬等の額には、平成28年3月28日開催の第143回定時株主総会において決議予定の役員賞与6,500千円を含んでおります。
3. 上記取締役および監査役の支給人員・報酬等には、平成27年3月23日開催の第142回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名と監査役1名を含んでおります。
4. 当社の社外役員が当社の親会社等ならびに親会社等の子会社等から受けた役員としての報酬はありませんので記載を省略しております。
5. 株主総会決議による役員報酬限度額は、以下の通りです。  
 取締役分：月額16百万円以内（ただし、使用人分給与は含まれておりません。）  
 監査役分：月額4百万円以内

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役 本村賢一氏ならびに社外監査役 市川善之氏の兼職先であります昭和シェル石油株式会社は、当社発行済株式の総数の50.1%を保有する親会社であるとともに、主要な取引先であります。

### ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	本 村 賢 一	就任後の取締役会には、11回中10回に出席し、主に当業界における豊富な経験から、当社経営上有用な指摘、適切な意見の表明がありました。
社外監査役	中 村 新	当事業年度開催の取締役会には、13回中13回、監査役会には17回中17回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社経営上有用な指摘、適切な意見の表明がありました。
社外監査役	市 川 善 之	就任後の取締役会には、11回中11回、監査役会には13回中13回に出席し、主に当業界における豊富な経験から、当社経営上有用な指摘、適切な意見の表明がありました。

### ③ 社外役員が締結している責任限定契約の内容の概要

当社は監査役 中村 新氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金1,000万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額であります。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

PwCあらた監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,000千円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく会計監査人としての監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制および方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、以下の通り取締役会において決議しており、本内容に沿った整備を進めております。

当連結会計年度におきましては、個人および組織のコンプライアンスに対する意識向上を図るため、全社員研修ならびにeラーニング等による教育を継続し、コンプライアンス意識やITセキュリティ意識の浸透・高揚に努めました。

#### 1. 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役および従業員の法令順守と社会に対する責任の認識を明確にするため、行動原則および独占禁止法、公務員贈賄防止法その他主要な規制法令に関連する規程を定め、順守に向けた取り組みを徹底する。
- ② 取締役会は、すべてのステークホルダーに対する責任を果たすべく、法令、定款および取締役会規程等の社内規程に則り、経営戦略等重要事項について決定するとともに業務執行を監督する。また、独立役員を選任し、経営の透明性の一層の向上と客観性の確保を図る。
- ③ 監査役および監査役会は、内部統制の整備・運用状況を監査し、取締役と定期的に情報および意見の交換を行う。
- ④ 行動原則担当役員、コンプライアンスに係る事項を統括する部署を設置し、部門横断的な法令順守体制の確立と統括を図る。
- ⑤ HSSE（健康・安全・危機管理・環境）の確保に関する実施状況について、内部監査を実施するとともに各種外部監査により実施状況の検証を行う。
- ⑥ 監査部門である監査倫理室は代表取締役へ直接のレポートラインをもち、各部門の業務執行の統制状況、内部統制システムの有効性に対する監査を定期的に行うとともに、その結果とその後の改善状況を監査委員会に報告する。
- ⑦ 財務報告の適正性および法令順守状況等について、各取締役から、定期的に確認書の提出を求め、代表取締役社長は財務報告に係る内部統制の評価、報告を行う。
- ⑧ 従業員が法令順守や社会に対する責任を果たす上で問題とを感じる場合に、これを相談できる内部通報制度（倫理ヘルプラインおよび社外相談窓口）と代表取締役および行動原則担当取締役への直接相談制度（オープンドアポリシー）を設け、これを周知する。また、その運用にあっては通報を行った者の秘匿性の確保と不利益の防止に努めることを規程に定める。

- ⑨ 社会秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、これらの団体・個人への対応は人事総務部が所管し、警察などの外部機関と密接に連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 情報セキュリティおよび情報管理に関する規程を定め、その種類や重要度に応じて適切に作成、保管、廃棄する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、安全に保管・管理する。
- ③ 情報開示に関する規程を整備し、適時かつ適切に情報を開示する体制を構築する。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① HSSE基本方針（健康・安全・危機管理・環境についての基本方針）を定め、社長を委員長とするHSSE委員会のもとにHSSEに関する専門の委員会、部会を置いて全社的な活動をし、管理体制を定期的に監査し、改善につなげる。
- ② 当社グループを取り巻く様々な潜在的リスクについては、それらのリスクを特定・分析しその特性に応じた対応策を講じるとともに、定期的なその有効性について評価し、必要に応じて見直しを行う。
- ③ 災害や事故等の不測の事態発生時においても重要な事業を継続させるために、危機管理計画ならびに事業継続計画を定め、定期的に訓練と見直しを行う。

## 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 迅速な意思決定が行えるよう、重畳的な階層を極力排除した組織とするとともに、業務執行の重要事項については取締役会が決定する。
- ② 取締役会・経営会議並びに各取締役の決裁権限を明確に定め、機動的な意思決定が可能となるように、必要に応じて決裁権限委譲の手続を行う。
- ③ 重要な事項の決定に際しては、各部門の専門の見地からの意見を反映させるために、各種委員会を組織して、取締役会、経営会議並びに各決裁権限者の諮問に対する答申を行う。
- ④ 中期経営計画、年度予算等を策定し、その進捗状況を定期的に検証し、対策を講ずることを通じて効率的な業務の執行を図る。
- ⑤ 経営情報の正確かつ迅速な把握と伝達に資するため、情報セキュリティが確保されたIT環境を常に整備し、業務の効率化を図る。

5. 当社および子会社からなる企業集団の業務の適正性を確保するための体制

- ① 当社グループは、当社の行動原則、HSSE基本方針（健康・安全・危機管理・環境についての基本方針）、その他の重要な基本方針等の精神を共有し、当社と共にこれらを実践する。
- ② 子会社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、当社グループ全体の経営における適正かつ効率的な運営を図るため、子会社管理に係る「関係会社管理規程」にこれを定める。
- ③ 子会社の業務の適正性を確保するため、必要に応じて取締役および監査役を派遣するほか、子会社の事業運営に関する重要事項については当社の事前承認を必要とする。
- ④ 子会社の管理責任部署を定め、管理責任部署は子会社を取り巻く様々なリスクの特定および分析を行い、それらのリスクの特性に応じた対応策を子会社各社とともにマネジメントする。その状況については適宜、経営会議へ報告することで、グループ全体におけるリスクを統括する。
- ⑤ 監査倫理室は子会社を定期的な監査の対象とし、子会社の業務執行の統制状況、内部統制システムの有効性に関する監査を行うと共に、その結果とその後の改善状況を監査委員会に報告する。
- ⑥ 子会社等の責任者に対し、財務報告の適正性および法令順守等に係る諸施策の実施状況について定期的に確認書の提出を求め、その実効性を確認するとともに、定期的な見直しを行う。また、監査倫理室並びに監査役による業務監査によって、実施状況の検証を行う。
- ⑦ 子会社の従業員が法令順守や社会に対する責任を果たす上で問題と感ずる場合には、親会社である当社の内部通報制度（倫理ヘルプラインおよび社外相談窓口）を利用できる。

6. 監査役がその職務を補助すべき従業員を求めた場合における当該従業員に関する事項

- ① 必要に応じ、監査役を補助する従業員を配置する。
- ② 前項の従業員の人数、人選等については常勤監査役との間で協議のうえ決定する。

7. 前号の従業員の取締役からの独立性および監査役の当該従業員に対する指示の実効性確保に関する事項

- ① 監査役の職務を補助する従業員は、監査役の指揮・命令に服する。人事異動、処遇の変更については監査役会の同意を要するものとする。

8. 取締役および従業員が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

- ① 当社および子会社の役員および従業員、またはこれらの者から報告を受けた者は、当社監査役から業務執行について報告を求められた場合、または当社グループ経営に著しく影響を及ぼす重要事項やコンプライアンス違反等の事実が生じた場合には、定められた諸規程に則り、速やかに当社監査役に報告するものとする。
- ② 前号の報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行うことを禁止し、これを周知徹底する。
- ③ 当社監査役と子会社の監査役は定期的に情報交換会を開催し、当社グループ全体の監査の充実を図る。
- ④ 内部通報制度の通報状況について、通報を行った者の秘匿性を確保したうえで定期的に監査役へ報告を行う。

9. 監査役の職務の執行について生じる費用等の処理に関わる方針に関する事項

- ① 監査役の職務の執行について生じる費用等を支弁するため、一定額の予算を設ける。監査役がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は業務執行状況を把握するため、取締役会、経営会議に出席するほか、必要に応じ重要な会議に出席できる。また、議事録が作成された場合は、その事務局はこれを監査役会に送付する。
- ② 監査倫理室または会計監査人の行う監査の結果とその改善状況は、監査役および監査役会にも報告されるものとし、監査役、監査役会、および監査倫理室は会計監査人との間で定期的な情報交換を行う。



## (2) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、エネルギー安定供給の一翼を担う昭和シェル石油グループの東日本への石油製品の供給を担当する基幹石油精製会社であります。これからも昭和シェル石油グループの一員として同グループとの連携を一層強化し、事業の持続的発展を図るものであります。

## (3) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

該当事項はありません。

# 連結貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
	百万円		百万円
<b>流 動 資 産</b>	<b>56,404</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>66,752</b>
現金及び預金	5,094	買掛金	723
売掛金	2,600	短期借入金	16,060
たな卸資産	2,325	未払揮発油税等	40,658
立替揮発油税等	43,910	賞与引当金	262
繰延税金資産	233	役員賞与引当金	6
その他	2,239	その他	9,041
<b>固 定 資 産</b>	<b>46,808</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>10,630</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>42,543</b>	長期借入金	1,120
建物	1,496	長期未払金	655
構築物	5,767	特別修繕引当金	2,533
機械及び装置	13,763	定期修繕引当金	3,597
土地	19,845	退職給付に係る負債	2,196
その他	1,670	資産除去債務	272
		その他	255
<b>無形固定資産</b>	<b>37</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>77,382</b>
投資その他の資産	4,227	<b>純 資 産 の 部</b>	
投資有価証券	1,370		百万円
長期貸付金	2	<b>株 主 資 本</b>	<b>23,136</b>
繰延税金資産	2,710	資本金	8,415
その他	144	資本剰余金	4,687
		利益剰余金	10,038
		自己株式	△ 4
		その他の包括利益累計額	△ 18
		その他有価証券評価差額金	207
		退職給付に係る調整累計額	△ 225
		<b>少 数 株 主 持 分</b>	<b>2,712</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>25,830</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>103,213</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>103,213</b>

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(自 平成27年1月1日)  
(至 平成27年12月31日)

	百万円	百万円
売上高		33,340
売上原価		27,322
売上総利益		6,018
販売費及び一般管理費		1,092
営業利益		4,925
営業外収益		
受取利息及び配当金	9	
受取賃貸料	3	
受取保証料	11	
その他の	6	31
営業外費用		
支払利息	130	
有形固定資産処分損	9	
たな卸資産処分損	65	
基地利用料	32	
その他の	17	255
経常利益		4,701
特別利益		
補助金収入	239	
受取保険金	453	693
特別損失		
原油漏えい関連費用	637	
P C B 処理費用	241	
その他の	11	890
税金等調整前当期純利益		4,504
法人税、住民税及び事業税	1,903	
法人税等調整額	101	2,004
少数株主損益調整前当期純利益		2,500
少数株主利益		238
当期純利益		2,261

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年1月1日)  
(至 平成27年12月31日)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年1月1日残高	百万円 8,415	百万円 4,687	百万円 8,560	百万円 △ 4	百万円 21,659
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			△286		△286
会計方針の変更を 反映した当期首残高	8,415	4,687	8,274	△ 4	21,372
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△497		△497
当 期 純 利 益			2,261		2,261
自己株式の取得				△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	1,764	△ 0	1,764
平成27年12月31日残高	8,415	4,687	10,038	△ 4	23,136

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
平成27年1月1日残高	百万円 215	百万円 △ 77	百万円 138	百万円 2,594	百万円 24,391
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額					△286
会計方針の変更を 反映した当期首残高	215	△ 77	138	2,594	24,104
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△497
当 期 純 利 益					2,261
自己株式の取得					△ 0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△ 7	△148	△156	118	△ 38
連結会計年度中の変動額合計	△ 7	△148	△156	118	1,726
平成27年12月31日残高	207	△225	△ 18	2,712	25,830

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

# 連結注記表

## 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

### (1) 連結の範囲に関する事項

#### ① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称

株式会社ジェネックス

東亜テックス株式会社

### (2) 持分法の適用に関する事項

#### ① 持分法を適用しない関連会社の名称

扇島石油基地株式会社

#### ② 持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しております。

### (3) 会計処理基準に関する事項

#### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### (i) 有価証券

##### (イ) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

##### (ロ) その他有価証券

時価のあるもの…連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの…移動平均法による原価法を採用しております。

##### (ii) たな卸資産

原材料及び貯蔵品は移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

#### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### (i) 有形固定資産

定額法を採用しております。

##### (ii) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、当社グループ利用のソフトウェアについては、当社グループ内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

### ③ 重要な引当金の計上基準

#### (i) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当連結会計年度末においては、過去の貸倒実績及び回収不能と見込まれる債権残高がないため、計上しておりません。

#### (ii) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (iii) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### (iv) 特別修繕引当金

消防法により定期開放点検が義務づけられた油槽に係る点検修繕費用の支出に備えるため、支出実績に基づき開放点検修繕費用を見積り、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

#### (v) 定期修繕引当金

機械装置に係る定期修繕費用の支出に備えるため、支出実績に基づき定期修繕費用を見積り、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

### ④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

#### (i) ヘッジ会計の方法

##### (イ) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

##### (ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

##### (ハ) ヘッジ方針

変動金利による借入金に対する金利相場の変動リスクを回避することを目的としており、投機的な取引は行っておりません。

##### (ニ) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理が認められる条件をすべて満たしているため、その判定をもって有効性の評価に代えております。

なお、当連結会計年度末においては、該当取引はありません。

(ii) 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

会計基準変更時差異は、15年による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。

未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用及び会計基準変更時差異の未処理額については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(iii) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法に変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が445百万円増加し、利益剰余金が286百万円減少しております。また、当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

### 3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

種 類	担保に供している資産		担保に係る債務の金額	
	期末帳簿価額 (百万円)	担 保 種 類	内 容	期 末 残 高 (百万円)
土 地	6,660	抵当権	揮発油税延納保証	18,119

(2) 資産に係る減価償却累計額及び減損損失累計額

有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 215,832百万円

### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	124,435,000	—	—	124,435,000

(2) 剰余金の配当に関する事項

平成27年3月23日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額 497百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 4円

基準日 平成26年12月31日

効力発生日 平成27年3月24日

平成28年3月28日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり付議する予定であります。

配当金の総額 497百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 4円

基準日 平成27年12月31日

効力発生日 平成28年3月29日



## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に石油事業、及び電気事業を行うための設備投資計画に照らして必要な資金を調達しております。一時的な余資は、短期的な預金等で運用し、短期的な運転資金は親会社からのグループファイナンス等により調達しております。

売掛金及び未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、短期的に決済される取引条件となっております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、時価のある上場株式は、市場価格の変動リスクに晒されております。

買掛金、未払金等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資資金及び運転資金の調達を目的としたものであります。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額(*)	時 価(*)	差 額
① 現金及び預金	5,094	5,094	—
② 立替揮発油税等	43,910	43,910	—
③ 短期借入金	(16,060)	(16,060)	—
④ 未払揮発油税等	(40,658)	(40,658)	—
⑤ 長期借入金	(1,120)	(1,125)	5

(\*) 負債に記載されているものについては、( ) で示しております。

### (注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

#### ① 現金及び預金、並びに② 立替揮発油税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### ③ 短期借入金及び④ 未払揮発油税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### ⑤ 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借り入れを行った場合に想定される利率で割引いて算定する方法によっております。

## 6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	185.83円
1株当たり当期純利益	18.18円

# 貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
	百万円		百万円
<b>流 動 資 産</b>	<b>51,838</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>65,643</b>
現金及び預金	10	買掛金	724
売掛金	2,394	短期借入金	15,500
原材料及び貯蔵品	2,135	未払金	118
前払費用	230	未払費用	2,661
繰延税金資産	229	未払法人税等	1,424
関係会社短期貸付金	1,020	未払消費税等	4,100
未収入金	934	未払揮発油税等	40,658
立替揮発油税等	43,910	賞与引当金	254
その他	972	役員賞与引当金	6
		その他	195
<b>固 定 資 産</b>	<b>42,593</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>8,219</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>35,622</b>	長期未払金	655
建物	1,053	退職給付引当金	1,770
構築物	5,455	特別修繕引当金	2,533
油槽	1,250	定期修繕引当金	2,732
機械及び装置	7,612	資産除去債務	272
車両運搬具	42	その他	255
工具、器具及び備品	154		
土地	19,845	<b>負 債 合 計</b>	<b>73,863</b>
建設仮勘定	207		
<b>無形固定資産</b>	<b>35</b>		
ソフトウェア	32		
その他	2		
<b>投資その他の資産</b>	<b>6,935</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
投資有価証券	870		百万円
関係会社株式	2,220	<b>株 主 資 本</b>	<b>20,362</b>
長期貸付金	2	資本金	8,415
関係会社長期貸付金	1,680	資本剰余金	4,687
長期前払費用	56	資本準備金	4,687
繰延税金資産	2,025	利益剰余金	7,263
その他	81	利益準備金	499
		その他利益剰余金	6,764
		固定資産圧縮積立金	263
		繰越利益剰余金	6,500
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△ 4</b>
		評価・換算差額等	207
		その他有価証券評価差額金	207
<b>資 産 合 計</b>	<b>94,432</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>20,569</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>94,432</b>

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(自 平成27年1月1日)  
(至 平成27年12月31日)

	百万円	百万円
売上高		31,350
売上原価		26,711
売上総利益		4,639
販売費及び一般管理費		822
営業利益		3,817
営業外収益		
受取利息及び配当金	289	
その他	20	309
営業外費用		
支払利息	49	
有形固定資産処分損	7	
たな卸資産処分損	65	
基地利用料	32	
その他	16	171
経常利益		3,955
特別利益		
補助金収入	217	
受取保険金	453	671
特別損失		
原油漏えい関連費用	637	
P C B 処理費用	241	
その他	11	890
税引前当期純利益		3,736
法人税、住民税及び事業税	1,410	
法人税等調整額	249	1,660
当期純利益		2,076

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(自 平成27年1月1日)  
至 平成27年12月31日)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 合 計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
平成27年1月1日残高	8,415	4,687	4,687	499	204	5,267	5,971
会計方針の変更による 累積的影響額						△286	△286
会計方針の変更を 反映した当期首残高	8,415	4,687	4,687	499	204	4,980	5,685
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△497	△497
固定資産圧縮積立金の積立					80	△ 80	—
固定資産圧縮積立金の取崩					△ 31	31	—
税率変更による積立金の調整額					9	△ 9	—
当期純利益						2,076	2,076
自己株式の取得							—
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)							—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	58	1,519	1,578
平成27年12月31日残高	8,415	4,687	4,687	499	263	6,500	7,263

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成27年1月1日残高	百万円 △ 4	百万円 19,070	百万円 215	百万円 215	百万円 19,285
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額		△286			△286
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	△ 4	18,783	215	215	18,998
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△497			△497
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 積 立		—			—
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩		—			—
税 率 変 更 に よ る 積 立 金 の 調 整 額		—			—
当 期 純 利 益		2,076			2,076
自 己 株 式 の 取 得	△ 0	△ 0			△ 0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 事 業 年 度 中 の 変 動 額 ( 純 額 )		—	△ 7	△ 7	△ 7
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	△ 0	1,578	△ 7	△ 7	1,570
平成27年12月31日残高	△ 4	20,362	207	207	20,569

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券

##### (i) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

##### (ii) その他有価証券

時価のあるもの…当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの…移動平均法による原価法を採用しております。

#### ② たな卸資産

原材料及び貯蔵品は移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産

定額法を採用しております。

#### ② 無形固定資産

定額法を採用しております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当事業年度末においては、過去の貸倒実績及び回収不能と見込まれる債権残高がないため、計上しておりません。

#### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

#### ③ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

会計基準変更時差異は、15年による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。

⑤ 特別修繕引当金

消防法により定期開放点検が義務づけられた油槽に係る点検修繕費用の支出に備えるため、支出実績に基づき開放点検修繕費用を見積り、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

⑥ 定期修繕引当金

製油所の機械装置に係る定期修繕費用の支出に備えるため、支出実績に基づき定期修繕費用を見積り、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法に変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が445百万円増加し、繰越利益剰余金が286百万円減少しております。また、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

### 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

種 類	担保に供している資産		担保に係る債務の金額	
	期末帳簿価額 (百万円)	担 保 種 類	内 容	期 末 残 高 (百万円)
土 地	6,660	抵当権	揮発油税延納保証	18,119

(2) 資産に係る減価償却累計額及び減損損失累計額

有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 195,863百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	48,642百万円
長期金銭債権	1,680百万円
短期金銭債務	16,743百万円
長期金銭債務	655百万円

### 4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	31,326百万円
営業費用	10,716百万円
営業取引以外の取引高	527百万円

### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の数

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式 (株)	25,349	721	—	26,070



## 6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
流動資産	
未払事業税	108百万円
未払事業所税	8百万円
賞与引当金	83百万円
その他	28百万円
流動資産 計	229百万円
固定資産	
特別修繕引当金	752百万円
退職給付引当金	571百万円
定期修繕引当金	901百万円
その他	422百万円
固定資産 計	2,648百万円
繰延税金資産 小計	2,877百万円
評価性引当額	△399百万円
繰延税金資産 計	2,478百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△98百万円
固定資産圧縮積立金	△125百万円
繰延税金負債 計	△224百万円
繰延税金資産の純額	2,254百万円

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 親会社及び主要株主（会社等に限る）等

種 類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取 引 の 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
親会社	昭和シェル石油㈱	被所有 直接50.15%	石油精製受託 燃料仕入 資金の借入	受託精製料(1)	22,641	売掛金	1,697
				燃料購買(2)	8,084	買掛金	721
				賃借料(3)	388	未払費用	33
				揮発油税等(4)	133,536	立替揮発油税等	43,910
				資金の借入(5)	△7,700	短期借入金	15,500
				支払利息(5)	49		

### (2) 子会社及び関連会社

種 類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取 引 の 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	㈱ジェネックス	所有 直接60%	電力等の購入 燃料販売 資金の貸付	電力・蒸気購入(6)	3,132	未払費用	262
				燃料販売(7)	8,685	売掛金	693
				受取利息(8)	99	関係会社 短期貸付金	840
						関係会社 長期貸付金	1,680
関連会社	扇島石油基地㈱	所有 直接50%	資金の貸付	基地利用料(9)	32	未払費用	△9
				資金の貸付(10)	—	短期貸付金	180
				受取利息(10)	2	未収利息	1
				施設撤去費用(11)	—	長期未払金	655

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 当社と昭和シェル石油㈱とは石油精製の受委託契約を締結しており、受託料は協議により決定しております。
- (2) 当社は、昭和シェル石油㈱より㈱ジェネックス向けの燃料を仕入れ、取引価格は市況を勘案し決定しております。
- (3) 当社と昭和シェル石油㈱とは設備・土地を賃借する賃貸借契約を締結しており、賃借料は年度協議により決定しております。
- (4) 立替揮発油税等については、当社より出荷し、昭和シェル石油㈱が販売している石油製品に係る税金の立替であり、揮発油税法に定める支払条件と同様であります。  
なお、川崎南税務署への揮発油税及び地方揮発油税の納期限延長のために担保（15,297百万円）の提供を受けております。
- (5) 昭和シェル石油㈱の運営するCMS（キャッシュ・マネージメント・サービス）に参加して、資金の貸借取引を行っております。取引金利については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- (6) 電力等の購入については、市況等を勘案の上、契約に基づいて決定しております。
- (7) 燃料の販売における価格については、市況等を勘案の上、契約に基づいて決定しております。
- (8) 資金の貸付における取引金利については、市場金利を勘案して決定しております。

- (9) 当社は、出資比率に応じた設備の利用権を保有しており、利用料は年度協議により決定しております。
- (10) 貸付金に対する受取利息については、市場金利を勘案し合理的に決定しております。
- (11) 施設撤去費用の積算額に基づき、出資比率に応じて決定しております。

上記金額のうち、昭和シェル石油㈱及び㈱ジェネックスの取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。扇島石油基地㈱の取引金額及び期末残高には消費税等を含まず表示しております。

## **8. 1株当たり情報に関する注記**

1株当たり純資産額	165.34円
1株当たり当期純利益	16.69円

# 連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年2月9日

東亜石油株式会社

取締役会 御中

PwCあらた監査法人

指定社員 公認会計士 山本 昌弘 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 加藤 達也 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東亜石油株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東亜石油株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成28年2月9日

東亜石油株式会社  
取締役会 御中

### PwCあらた監査法人

指定社員  
業務執行社員  
公認会計士 山本 昌弘 ㊞  
指定社員  
業務執行社員  
公認会計士 加藤 達也 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東亜石油株式会社平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第143期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会監査報告書謄本

## 監査報告書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第143期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月10日

東亜石油株式会社 監査役会

常勤監査役	山崎	恒	Ⓔ
監査役	中村	新	Ⓔ
監査役	市川	善之	Ⓔ

(注) 監査役 中村 新及び市川善之は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、当社を取り巻く環境は依然として厳しいものがありますが、当事業年度の業績と今後の事業展開等を勘案し下記のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金4円 総額497,635,720円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成28年3月29日

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、変更案第28条を新設するものであります。なお、変更案第28条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 上記変更に伴う所要の変更のほか、一部字句の修正を行うものであります。



## 2. 変更の内容

(1) 変更内容は以下のとおりであります。（下線部分が変更箇所）

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

現行定款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条～第 3 条（条文省略）	第 1 条～第 3 条（現行どおり）
（機関）	（機関）
第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
（1）取締役会	（1）取締役会
（2） <u>監査役</u>	（2） <u>監査等委員会</u>
（3） <u>監査役会</u>	（削除）
（4） <u>会計監査人</u>	（3） <u>会計監査人</u>
第 5 条～第 15 条（条文省略）	第 5 条～第 15 条（現行どおり）
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
（定数）	（定数）
第 16 条 当社の取締役は、 <u>20</u> 名以内とする。	第 16 条 当社の取締役（ <u>監査等委員である取締役を除く。</u> ）は、 <u>8</u> 名以内とする。
（新設）	<u>2 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u>
（選任）	（選任）
第 17 条 取締役は、株主総会において選任する。	第 17 条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u>
2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	2（現行どおり）
3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	3（現行どおり）

現行定款	変 更 案
<p>(任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第19条 取締役会の決議をもって、代表取締役を定める。</p> <p>2 取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を定めることができる。</p> <p>第20条～第21条 (条文省略)</p>	<p>(任期)</p> <p>第18条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、予選後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第19条 取締役会の決議をもって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を定める。</p> <p>2 取締役会の決議をもって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を定めることができる。</p> <p>第20条～第21条 (現行どおり)</p>

現行定款	変 更 案
<p>(招集通知)</p> <p>第22条 取締役会招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前にこれを発する。ただし、取締役および監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ずしてこれを開くことができる。</p>	<p>(招集通知)</p> <p>第22条 取締役会招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、取締役全員の同意があるときは、招集手続を経ずしてこれを開くことができる。</p>
<p>第23条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第24条 <u>取締役会は、第20条の定めにかかわらず、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(報酬等)</p> <p>第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>2 第23条の決議があったとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>2 (現行どおり)</p>
<p>第26条 (条文省略)</p>	<p>第27条 (現行どおり)</p>

現行定款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(定数) 第27条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任) 第28条 監査役は、株主総会においてこれを選任する。 2 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会においてあらかじめ監査役補欠者（以下補欠者という。）を選任することができる。 3 監査役および補欠者の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 4 補欠者の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(任期) 第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>



現行定款	変更案
<p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p><u>第37条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた額または法令が定める額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(招集通知)</p> <p><u>第29条 監査等委員会招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、監査等委員全員の同意があるときは、招集手続を経ずしてこれを開くことができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p><u>第30条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p><u>第31条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p><u>第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款ほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>

現行定款	変 更 案
<p data-bbox="247 145 442 167">第 6 章 計 算</p> <p data-bbox="141 204 418 226">第<u>38</u>条～第<u>41</u>条（条文省略）</p> <p data-bbox="314 261 376 284">（新設）</p>	<p data-bbox="675 145 870 167">第 6 章 計 算</p> <p data-bbox="568 204 866 226">第<u>33</u>条～第<u>36</u>条（現行どおり）</p> <p data-bbox="736 261 807 284"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="580 319 978 368">（<u>社外監査役との責任限定契約に関する経過措置</u>）</p> <p data-bbox="568 374 978 560"><u>第 1 条 第143回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第37条の定めるところによる。</u></p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（5名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
1	<p style="text-align: center;">た ま い ひ ろ と 玉 井 裕 人</p> <p>(昭和33年2月2日生)</p>	<p>昭和55年4月 昭和石油株式会社入社 平成17年4月 昭和シェル石油株式会社理事供給部長 平成18年3月 同社執行役員 平成19年3月 同社常務執行役員 平成25年3月 同社執行役員副社長エネルギーソリューション事業本部COO ソーラーフロンティア株式会社代表取締役社長 平成26年3月 同社執行役員エネルギーソリューション事業COO 平成26年7月 ソーラーフロンティア株式会社取締役会長 平成27年3月 当社代表取締役社長（現職）</p> <p>(選任理由) 昭和シェル石油株式会社執行役員エネルギーソリューション事業COO等を務め、現在は当社社長を務めるなど豊富な経験に基づく、実践的な視点から当社の取締役として引き続き適切に遂行していただけるものと判断しております。</p>	4,000株



候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
2	あわ しま けい いち 淡 島 敬 一 (昭和30年10月5日生)	昭和53年4月 昭和石油株式会社入社 平成16年4月 昭和シェル石油株式会社製造部 付昭和四日市石油株式会社出向 四日市製油所工務部長 平成17年4月 同社製造部付当社出向京浜製油 所工務部長 平成22年1月 同社製造部付当社出向理事京浜 製油所工務部長 平成23年3月 当社取締役 平成26年3月 当社常務取締役 (現職) (重要な兼職の状況) 株式会社ジェネックス代表取締役社長 (選任理由) 当社工務部長・京浜製油所長を務めるなど当社 における豊富な業務経験と高度な専門知識をも とに当社の取締役として引き続き適切に遂行し いただけるものと判断しております。	44,000株
3	しら き かおる 白 木 郁 (昭和33年3月24日生)	昭和56年4月 昭和石油株式会社入社 平成11年8月 昭和シェル石油株式会社本社変 革推進本部サプリーダー 平成14年6月 同社東京エリアサービスマネジ ャー 平成17年4月 同社東北エリアマネジャー 平成19年9月 同社関東支店長 平成21年3月 同社執行役員 平成23年3月 当社取締役 (現職) (選任理由) 当社本社部門における人事・経営企画・経理財 務部門などを統括するなど当社における豊富な 業務経験と経営全般に関する知見をもとに当社 の取締役として引き続き適切に遂行していただ けるものと判断しております。	44,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	はし あき ひこ 栢 昭彦 (昭和35年12月14日生)	昭和59年4月 昭和石油株式会社入社 平成15年4月 昭和シェル石油株式会社流通業務部配油課長 平成21年4月 同社製造部付当社出向京浜製油所製造管理部副部長 平成23年10月 同社製造部付当社出向京浜製油所管理部長（現職）  (選任理由) 当社管理部長を務めるなど、当社における豊富な業務経験と高度な専門知識を有しており、取締役の候補者となりました。	0株
5	こ ばやし まさ ゆき 小林 正幸 (昭和34年2月1日生)	昭和56年4月 昭和石油株式会社入社 平成17年11月 昭和シェル石油株式会社製品貿易部副部長 平成19年8月 同社製品貿易部付シェルケミカルズジャパン株式会社出向 平成23年3月 同社執行役員 平成27年3月 同社執行役員石油事業C00（現職）  (選任理由) 昭和シェル石油株式会社執行役員石油事業C00を務め、石油業界に関する高い見識と経験をもとに実践的・多角的な視点から当社への助言や監督をいただけると判断し、取締役の候補者となりました。	0株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別な利害関係はありません。
2. 現在当社の取締役である各候補者の当社における地位および担当は、事業報告「4. (1) 取締役および監査役の氏名等」(10頁)に記載のとおりであります。
3. 各候補者の過去5年間および現在の当社親会社である昭和シェル石油株式会社における業務執行者としての地位および担当については、略歴、地位、担当および重要な兼職の状況に記載のとおりであります。
4. 第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認され、小林正幸氏が取締役に選任された場合には、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結する予定であります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	くま さか まさ のり 熊坂真紀 (昭和30年9月15日生)	平成13年4月 当社入社 平成19年1月 当社製造管理部副部長 平成20年1月 当社環境安全部副部長 平成21年9月 当社監査倫理室副室長 平成24年10月 当社監査倫理室長兼環境安全室長 平成27年10月 当社環境安全室長(現職)  (選任理由) 当社の環境安全室長・監査倫理室長等を務めるなど、当社における豊富な業務経験と内部監査業務に関する知見を有しており、監査等委員である取締役の候補者となりました。	10,000株
2	き むら しげる 木村滋 (昭和23年2月18日生)	昭和46年7月 東京電力株式会社入社 平成15年6月 同社取締役兼電力契約部長 平成16年6月 同社執行役員兼販売営業本部副本部長 平成17年6月 同社常務取締役兼販売営業本部副本部長 平成19年6月 同社取締役副社長兼販売営業本部長 平成22年6月 同社取締役兼電気事業連合会副会長 平成24年6月 電気事業連合会副会長 平成26年6月 電気事業連合会副会長退任  (選任理由) 東京電力株式会社の取締役副社長、電気事業連合会の副会長等を歴任し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を基に当社の経営を監督していただくと共に、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役の候補者となりました。	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	なかむら あらた 中村 新 (昭和43年5月19日生)	平成15年10月 弁護士登録 平成19年4月 東京弁護士会労働法制特別委員会委員（現職） 平成19年7月 中村新法律事務所設立 平成22年3月 当社監査役（現職）  (選任理由) 過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として法令についての高度な能力・見識を有していることに加え、当社の社外監査役としてこれまで貢献していただいた実績などから、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。	0株

- (注)
1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
  2. 監査等委員である取締役の候補者 木村 滋氏および中村 新氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役の候補者であります。
  3. 監査等委員である取締役の候補者 中村 新氏は当社の現任の社外監査役であり、社外監査役としての在任年数は本総会終結の時をもって6年となります。
  4. 第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認され、熊坂真紀氏、木村 滋氏、および中村 新氏の各氏が監査等委員である取締役に選任された場合には、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結する予定であります。

#### 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、平成7年6月29日開催の第122回定時株主総会において、月額16百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額を年額192百万円以内（内、社外取締役分は12百万円以内）とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない

ものといたします。

現在の取締役は5名であります。第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は5名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

#### **第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件**

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額48百万円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

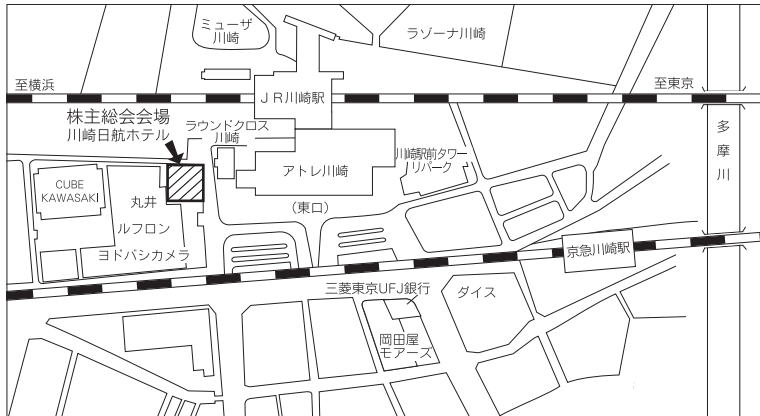
#### **第7号議案 役員賞与の支給の件**

当期末時点の取締役4名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額6,500千円を支給することといたしたいと存じます。

以 上



## 株主総会会場案内図



1. 所在地 神奈川県川崎市川崎区日進町1番地  
川崎日航ホテル 11階「橘」  
電話 044(244)5941
2. 交通 JR川崎駅東口下車徒歩1分  
京急川崎駅下車徒歩5分